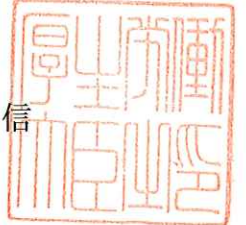


厚生労働省発生食1026第6号  
平成29年10月26日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝 信



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、以下の農薬の食品中の残留基準を設定すること。

ヒドラメチルノン  
フェンチン  
フルカルバゾンナトリウム塩  
プロバジン

